

平成16年度先進地視察報告

1. 視察概要

- 日程：平成16年10月28日（木）～29日（金）
- 視察地：①福井県大野市
②石川県山中町
③石川県加賀市（大聖寺、橋立）
- 参加者：13名
- 視察概要：・行政や住民団体へのヒアリング
・まち歩き

2. 大野市の視察詳細

■ 視察地概要

- ・北陸の小京都と呼ばれる城下町
- ・江戸時代からの町割りが現在も残る
- ・歴史的まちなみを活かした統一感ある整備を実施

■ 視察内容

- (1) 平成大野屋
- (2) 大野市役所でのヒアリング
- (3) まち歩き (七間通り～寺町通り～石灯籠通り)

(1) 平成大野屋

《3つの平成大野屋》

- ソフト事業としての『平成大野屋事業』
→H9年度～、大野市の情報発信と地域間交流が目的
- 観光拠点施設としての『平成大野屋』
→H11年度整備、大野市の観光拠点施設整備が目的
- 第3セクターである『(株)平成大野屋』
→H11年度設立、市民参加のまちづくり活動が目的

(1) -1 ソフト事業 『平成大野屋事業』 (H9～)

《事業概要》

- 大野市の情報発信と地域間交流が目的
- 全国の「大野」姓の人を、大野市が支店主として委嘱し、大野市の宣伝活動をお願いする
(H13.12現在で支店主は54名)
- 大野市でのイベントへの参加などにより、盛んな交流を図っている
- 情報誌「かわら版」も支店主を通して全国配布

(1) -2 大野市まちなか拠点施設 『平成大野屋』

＜整備目的＞

- **大野市のまちづくり活動を進めていく上での、拠点となる施設の必要性**
- **観光客向けの物産販売のための施設の必要性**

(1) -2 大野市まちなか拠点施設 『平成大野屋』

＜施設概要＞

- **大野市所有のまちなか観光拠点施設**
- **①洋館、②平蔵、③中庭の整備が終了、現在は二階蔵の整備中**
- **昭和12年建築の洋館は改修され、飲食、物販、観光案内所、ギャラリーなどとして使われている**
- **昭和28年建築の平蔵は改修され、イベントホールとして使われている**



洋館外観 (H11年度整備)



洋館入口 (入ってすぐが観光案内所)



洋館内部・飲食コーナー



洋館内部・物販コーナー



平蔵外観 (H11年度整備)



平蔵内部 (多目的のイベントホール)

(1) -2 大野市まちなか拠点施設 『平成大野屋』

＜施設利用状況 (H14年度)＞

■ 洋館 (飲食、物販等を除く)

- ・利用目的: 視察対応、会議、個展、交流会など
- ・利用人数: 26団体・2,993名

■ 平蔵

- ・利用目的: コンサート、音楽ライブ、団体の会議など
- ・利用人数: 51団体・8,898名

■ 総利用者数: 11,891名

(1) -3 第3セクター 『(株)平成大野屋』 (H11設立)

《会社概要》

- **目的：市民参加のまちづくり活動が目的**
- **株主：大野市と大野市民**
- **現在の主な業務：**
 - ・ **拠点施設『平成大野屋』の管理と運営**
 - ・ **主に土産品コーナーとレストランの経営**
- **H14年度より、黒字となっている**



(2) 大野市役所でのヒアリングの様子

(3) まち歩き

(七間通り～寺町通り～石灯笼通り)

- **散策コースとして設定されている「石畳コース」**
- **石畳に沿って歩いていくと、街なかを回遊するようになっている**
- **沿道には外観を修景した建物も多く、まちなみ整備は進んでいるという印象、一方では修景が必要な建物もある**
- **各店舗は暖簾や看板等で個性を出している**



七間通りのまちなみ



寺町りのまちなみ



石灯籠通り



昔の外観をそのままに改修した町家



まちなみに調和した新築の住宅



業種に合った個性的な看板やのれん



見た目にも楽しい個性的な飾り棚

＜大野市でのまちなみ修景の経緯＞

- H3～H5 身近なまちづくり支援街路事業（歴みち事業）
 - ・スポットをつなぐ道路整備、ポケットパーク整備
- H11 大野市都市景観条例
 - ・建物の修景助成を始めたのは、ごく最近
 - ・助成金が交付された事例は、まだ少ない

**大野市では、住民の景観に対する意識が強く、
これまで自主的に建物の修景が行われてきた**

3. 山中町の視察詳細

■ 視察地概要

- ・1,300年の歴史をもつ温泉街
- ・都市計画道路の拡幅に併せたまちなみ整備
- ・伝統産業、伝統芸能を売りとした拠点施設整備

■ 視察内容

- (1) 山中町商工会でのヒアリング
- (2) まち歩き (南町ゆげ街道)
- (3) 山中座



(1) 山中町商工会でのヒアリングの様子

＜南町のまちづくりの経緯＞

- H3: 山中町全体として中心商店街の活性化への取組み
- H5: 南町としてのまちづくりの基本コンセプトを策定
 - 『ゆげ街道 きっと何かに出会えそう』をテーマ
 - 県道の拡幅計画が持ち上がる
- H9: 「山中温泉ゆげ街道・目抜き通り整備協議会」設立
 - 「歴史と文化に出会える街づくり」をコンセプト
 - 南町ゆげ街道景観形成基準の作成 (建物修景のルール)
 - 基準に適合した建物が随時建築されてくる
- H13: 電線の地中化

(2) 南町ゆげ街道

- 都市計画道路の拡幅整備に併せて、調和のとれた温泉街らしいまちなみの形成を行った
- 建物は壁面のセットバックと南町ゆげ街道景観形成基準に適合させた修景整備を実施
- 歩道の舗装面の統一や植栽スペース等を設け、安全で潤いのある整備を実施



南町ゆげ街道のまちなみ



南町ゆげ街道の歩道の路面仕上げ



建物はセットバックし、壁面位置は統一されている

《一店舗二業種の店づくりの推進》

- 観光とはあまり関係のない業種の店舗でも、観光化に対応できるように、観光客向けの業種やギャラリー等を営むことにした
- 業種も、山中町の伝統、文化に根ざした山中漆器や九谷焼などを扱っている店舗、ギャラリー、オルゴール館など様々
- 観光客向けのコーナーを設けている店舗が多いので、退屈することなくまちなかを散策できる仕掛け



ゆげ街道に建つ酒屋



本来の家業は酒の販売店



店舗の一角にある漆器のコーナー



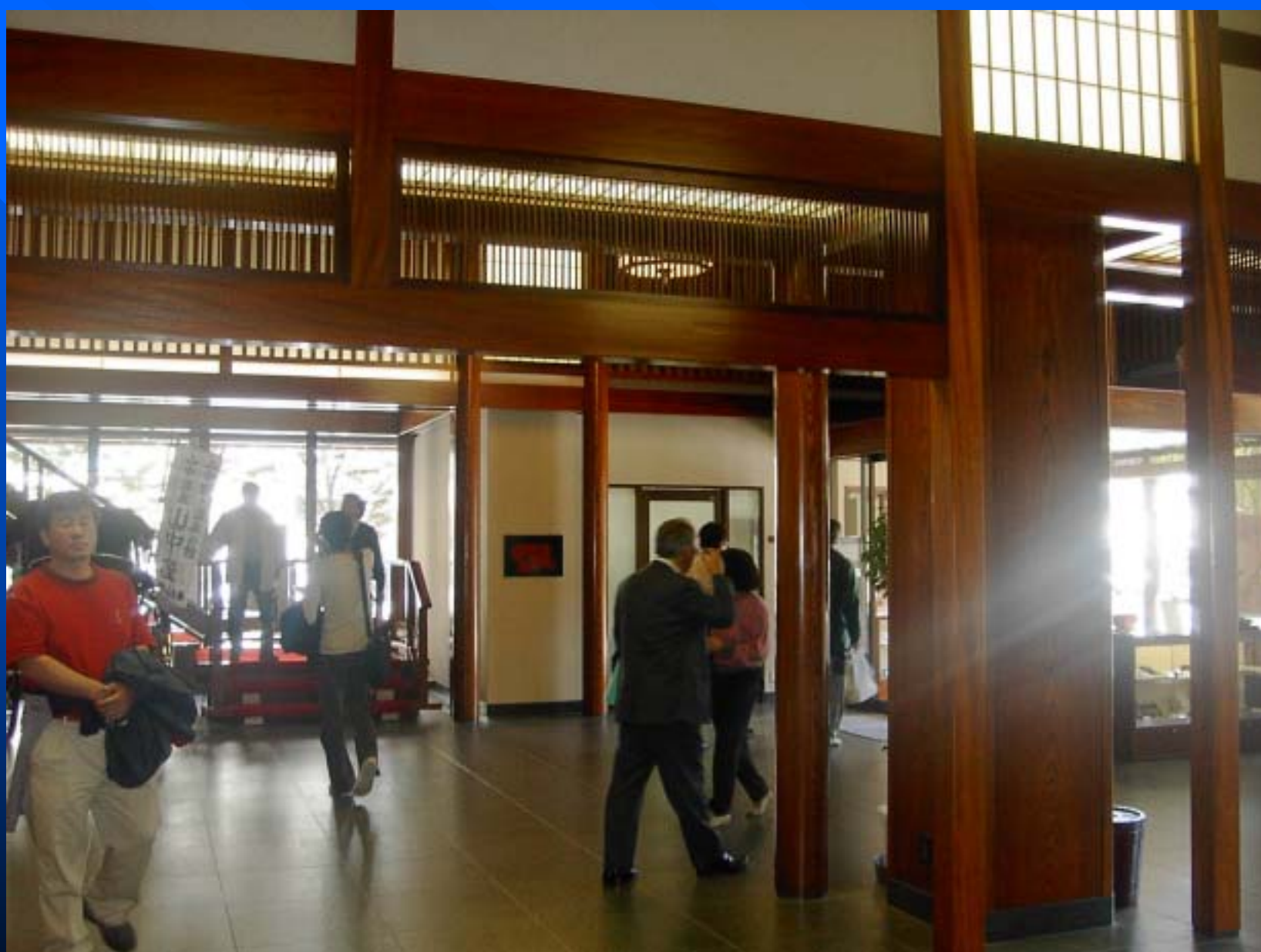
店舗の一角にある喫茶コーナー

(3) 山中座

- 内部は山中漆器の粹を集めた豪華絢爛なしつらえとなっている
- 観光インフォメーションも兼ねており、まちなか散策の拠点にもなっている
- 山中座ホールでは、伝統芸能「山中節四季の舞」が上演されている



山中座外觀



山中座内観



山中座ホール

4. 加賀市の視察詳細

■ 視察地① 大聖寺地区の概要

- ・加賀藩の支藩・大聖寺十万石の城下町として栄えた
- ・現在も、城下町時代の町割が継承されている
- ・視察地区は「山の下寺院群歴史的景観整備区域」

■ 視察地② 橋立地区の概要

- ・江戸から明治にかけて北前船の根拠地として栄えた
- ・北前船の船主屋敷群が数多く残っている
- ・視察地区は「北前の里歴史的景観整備区域」

4. 加賀市の視察詳細

■ 視察内容

(1) 歴町センター大聖寺でのヒアリング

(2) 大聖寺地区の視察

(2) -1 蘇梁館

(2) -2 まち歩き

(3) 橋立地区の視察

(3) -1 まち歩き



大聖寺地区の視察の様子

(2) -1 蘇梁館

- 橋立地区にあった北前船主屋敷の移築復元
- 現在は地域の交流の場として、一般への貸出しも行っている
- 公開展示されているだけであるため、拠点施設としては、物足りない印象



蘇梁館外觀



蘇梁館内観

(2) -1 大聖寺地区のまち歩き

- 蘇梁館一帯は山の下交通広場として一帯的に整備されている
- 山の下寺院群の整備区域は、現在は閑静な住宅地となっている
- 建物の修景助成を実施しているが、周囲のまちなみを阻害しないような、和風のデザインとなっている建物が目立った(規制はあまり強くない印象)
- 熊坂川沿いには、親水空間が設けられている



山の下交通広場の整備



水路と一帯的に整備された道路



修景助成された新築住宅



修景助成された新築住宅



親水空間が整備されている熊坂川

(3) -1 橋立地区のまち歩き

- 数多く残っている旧船主屋敷を中心とした歴史的まちなみ
- 旧船主屋敷を利用した「北前船の里資料館」は拠点施設となっている
- 建物の修景助成を実施しているが、周囲のまちなみとよく調和するデザインとなっていた
- 地区の中心部には、ある程度の広さを持ったオープンスペースが整備されていた



旧船主屋敷を活用した北前船の里資料館



水路を取り込み、整備された地区内のオープンスペース



福井別院橋立支院へ上り坂



修景助成された新築住宅

＜加賀市の修景助成の概要＞

■ 助成制度の根拠

- ・加賀市ふるさとの歴史的景観を守り育てる条例
(H7年策定)

■ 対象地区

- ・大聖寺地区 (29ha) と橋立地区 (10ha)

■ 対象行為

- ・建築物、工作物、広告物の新築・増築・改築など

＜加賀市の修景助成の概要＞

■ 審査の方法

- ・設計案を審査専門委員会で審査

地区代表 + 建築関係者

- ・委員の全会一致が得られた場合には同意書が発行される
- ・同意書がない場合は行政は建築を許可しない

→行政主体ではなく、住民主体の審査となっている

■ 補助率と補助金額

一般建築物 → 費用の1/3以内・上限150万円